

第2回文京区景観づくり審議会での主な論点と意見対応表

1. 主な論点

- (1) 文京区景観計画等見直し骨子案の作成に向けて

2. 主な意見

①拠点の位置と景観形成基準について

【根津・千駄木】

- ・根津は以前から重点地区であるが、景観地区を目指すことはないのか。根津・千駄木は区レベルを超えて東京の大事な景観だと認識している。
- ・歴史的なまちを守るというのは、建物（箱）だけでなく実際に住んでいる人がその一部になっている。新しく入ってきた人たちは、根津神社のお祭りの担い手にはなってくれず、これまでの本来のまちの姿というのが守れない。「人」という要素も配慮してほしいと考えている。

【保健所通り周辺】

- ・保健所通りは安田邸や島藺家住宅といった貴重な木造建築があり、高村光太郎ゆかりの地でもある。「下町交流ゾーン」に含まれていないが、エリアとして指定してコントロールするようなことはないのか。
- ・保健所通りのサービスセンターの路地がいい景観になっている。特徴ある景観を繋いでいくようなミクロな視点でのまちづくりが、上手くいっている事例ではないか。

【大規模開発】

- ・大規模開発については、オープンスペースを中心とした景観デザインのマスタープラン（マスターデザイン）が必要である。アドバイザーの方と協議して作成しておくか、別ルートで検討するか。（オープンスペースと公共空間との繋がり方など）

【界限】

- ・文京区は以前「19の界限」という細かな区分で景観を考えていた（文京区景観基本計画）。今の計画は8つに分かれていたが、界限の数を増やして、緻密な調査をした方がよいのではないか。

②夜間の景観形成に関する方針や基準について

- ・なし

③新たな屋外広告物に関する方針や基準について

【デジタルサイネージ】

- ・デジタルサイネージはエリアによって全然違うのではないかと。住宅地や寺町等などはデジタルサイネージの禁止区域に定めて、それ以外の地域はどんどんやるなどメリハリが大事ではないか。

④新たな景観要素に関する方針や基準について

【太陽光発電施設】

- ・建築業界は省エネ性能の追求で激変している。今後は外壁にダークな色のパネルを貼る「ペロブスカイト太陽電池」なども普及すると思われる。これが色彩基準や反射の基準とどう折り合いをつけるのが課題になる。

【文化財以外の古い建物】

- ・「LCC02（ライフサイクル C02）」の観点からも、建物を壊して建て替えるのではなく、古い建物を改修して使い続けること自体が景観保全であり環境貢献でもある。文化財以外の「普通の古い建物」を保存・活用する仕組みも検討すべきではないか。文化財以外の建築で残していくのはなかなか難しいかと思うが。

⑤色彩基準について

【黒】

- ・黒系統は、C02について考えると、物が熱線を吸収しやすくなるという話だったと思うが、色彩、材質、影など総合的に見え方を議論しないといけないのではないかと。

【白】

- ・最近建設された建築物の外壁が、全体が白（銀色に近い）で地域にそぐわないと感じた。アドバイザーの意見は強制できないとしても、意見が取り入れてもらえるようにしていただきたい。

⑥公共施設の景観づくりについて

【運用面】

- ・元町ウェルネスパークのような場所について、歴史的なデザインの精神を後世に伝えていくことが、文京区の景観にとって重要ではないか。
- ・文京区の景観計画はアドバイザー制度を用いた「規制型」。歴史的なものは保全でよいが、もう少し積極的に景観を創出していく「プロジェクト型」とすることが重要と考える。そして、そのプロセスを全面公開することで、住民の方々の景観への理解が深まり、啓蒙等にもつながるのではないかと。公共施設の運用面で、もう少しアグレッシブに、景観アドバイザーにアドバイスを願うことに留まらないアクションがあると良いと思っている。
- ・プロセスについては、特に景観のところで苦労したところをアーカイブし、啓発啓蒙のPRに活用していくことが重要ではないか。
- ・区民としては、見える化していただければ、もっと協力できることがあるように思う。区民が協力できる形が本来の姿ではないかと思う。

3. 第2回景観づくり審議会の主な意見に対する対応

項目	意見	対応(案)	骨子案
1	<p>根津は以前から重点地区であるが、景観地区を目指すことはないのか。根津・千駄木は区のレベルを超えて東京の大事な景観だと認識している。</p> <p>歴史的なまちを守るというのは、建物(箱)だけでなく実際に住んでいる人がその一部になっている。新しく入ってきた人たちは、根津神社のお祭りの担い手にはなってくれず、これまでの本来のまちの姿というのが守れない。「人」という要素も配慮してほしいと考えている。</p>	<p>○現状、景観地区の指定は考えていないが、歴史・文化の保全として「人」との関りが重要であることについて、改めて景観計画や景観づくりの手引き等に方針や配慮事項などについて追記するとともに、区民参加のまちづくりについても検討していく。</p>	P.5~P.6
2	<p>拠点の位置と景観形成基準について</p> <p>保健所通りは安田邸や島藺家住宅といった貴重な木造建築があり、高村光太郎ゆかりの地でもある。「下町交流ゾーン」に含まれていないが、エリアとして指定してコントロールするようなことはないのか。</p> <p>保健所通りのサービスセンターの路地がいい景観になっている。特徴ある景観を繋いでいくようなミクロな視点でのまちづくりが、上手くいっている事例ではないか。</p>	<p>○保健所通り周辺については、大和郷や西片などとあわせて、景観づくりの手引きなどに景観特性や配慮事項を追記することを検討する。</p>	P.19
3	<p>大規模開発については、オープンスペースを中心とした景観デザインのマスタープラン(マスターデザイン)が必要である。アドバイザーの方と協議して作成しておくか、別ルートで検討するか。(オープンスペースと公共空間との繋がり方など)</p>	<p>○大規模再開発における基準等について、景観計画や景観づくりの手引きなどに追記することを検討する。</p>	P.5~P.6
4	<p>文京区は以前「19の界限」という細かな区分で景観を考えていた(文京区景観基本計画)。今の計画は8つに分かれていたが、界限の数を増やして、緻密な調査をした方がよいのではないか。</p>	<p>○大和郷や西片などとあわせて調査し、景観づくりの手引きなどに景観特性や配慮事項を追記することを検討する。</p>	P.19
6	<p>新たな屋外広告物に関する方針や基準について</p> <p>デジタルサイネージはエリアによって全然違うのではないか。住宅地や寺町等などはデジタルサイネージの禁止区域に定めて、それ以外の地域はどんどんやるなどメリ</p>	<p>○他自治体でも、デジタルサイネージの禁止区域を定めたり、明るさや音、設置高さなどエリアごとに数値基準を設定しており、文京区においても用途地域</p>	P.8~P.9

		ハリが大事ではないか。	など異なるエリアごとに検討が必要と考えている。	
7	新たな景観要素に関する方針や基準について	<p>建築業界は省エネ性能の追求で激変している。今後は外壁にダークな色のパネルを貼る「ペロブスカイト太陽電池」なども普及すると思われる。これが色彩基準や反射の基準とどう折り合いをつけるのが課題になる。</p> <p>「LCC02 (ライフサイクル CO2)」の観点からも、建物を壊して建て替えるのではなく、古い建物を改修して使い続けること自体が景観保全であり環境貢献でもある。文化財以外の「普通の古い建物」を保存・活用する仕組みも検討すべきではないか。文化財以外の建築で残していくのはなかなか難しいかと思うが。</p>	<p>○太陽光発電施設については壁面に設置するタイプの普及により、外壁との色彩調和や反射の問題に対して、今後、配慮事項等を検討する。</p> <p>○既存建築物等の活用については、景観計画や景観づくりの手引きなどに追記することを検討する。</p>	P. 10 ~P. 14
8	色彩基準について	黒系統は、CO2 について考えると、物が熱線を吸収しやすくなるという話だったと思うが、色彩、材質、影など総合的に見え方を議論しないといけないのではないか。	<p>○大規模建築物や神田川景観基本軸などにおいては、現行の色彩基準においても外壁の明度の下限は「明度4以上」となっている。一般基準においても、外壁の明度の下限を検討する。</p> <p>○運用面にも配慮して、色彩基準とは別に、反射など周辺への影響が想定される素材や仕上げについて配慮事項を検討する。</p>	P. 13 ~P. 14
9		最近建設された建築物の外壁が、全体が白（銀色に近い）で地域にそぐわないと感じた。アドバイザーの意見は強制できないとしても、意見が取り入れてもらえるようにしていただきたい。	<p>○現行計画では、明度の上限は設定されていない。</p> <p>○実現可能な範囲で、色彩基準の明度の上限を検討する。</p>	P. 13 ~P. 14
10	公共施設の景観づくりについて	<p>元町ウェルネスパークのような場所について、歴史的なデザインの精神を後世に伝えていくことが、文京区の景観にとって重要ではないか。</p> <p>文京区の景観計画はアドバイザー制度を用いた「規制型」。歴史的なものは保全でよいが、もう少し積極的に景観を創出していく「プロジェクト型」とすることが重要と考える。そして、そのプロセス</p>	<p>○公園の再整備では、歴史的な観点からのアドバイスも反映できるように、早期段階から事前協議を行うような運用を進めている。</p> <p>○元町ウェルネスパークでは、利活用と保存という観点で、区民の皆さまと協議を重ね、プロセスも公開してきた。</p> <p>○景観の優良事例としてそのプロセスなども公開し、蓄積していく仕組みづくりを検討する。</p>	P. 16

	<p>を全面公開することで、住民の方々の景観への理解が深まったり、啓蒙等にもつながるのではないかと。公共施設の運用面で、もう少しアグレッシブに、景観アドバイザーにアドバイスをお願いすることに留まらないアクションがあると良いと思っている。</p> <p>プロセスについては、特に景観のところで苦勞したところをアーカイブし、啓発啓蒙のPRに活用していくことが重要ではないか。</p> <p>区民としては、見える化していただければ、もっと協力できることがあるように思う。区民が協力できる形が本来の姿ではないかと思う。</p>		
--	---	--	--

(参考) 第4回文京区景観づくり審議会小委員会の意見について

項目	意見	対応(案)
1	<p>拠点地区における大規模開発以外の協議対象案件の景観づくりについては引き続き課題が残ることが想定されるので見直しの書き振りで工夫して欲しい。</p>	<p>○今後内容を検討する。 ➡資料1 P.5~P.6</p>
2	<p>湯島駅拠点は台東区と密接しているので台東区の規制等と合わせるのか。</p>	<p>○接している区のガイドライン等を参考にし、今後合わせるかを含めて内容を検討する。 ➡資料1 P.5~P.6</p>
3	<p>景観形成基準等 白山地域の寺町基準と拠点基準が重なり合っているが、これら2つの基準を同時に満たすことは難しいと思う。どちらかを優先にするか、重み付けをするかなどの見直しが必要かと思う。</p>	<p>○現景観計画はレイヤーによって基準を設けており、どちらかを優先にするか重み付けすることは現時点では考えておらず、運用面(アドバイザー会議等)で個別に対応する。</p>
4	<p>夜間景観 夜間景観についてはサイネージのインパクトが大きいので、新たな屋外広告物の見直しの書き振りについてサイネージ規制やガイドライン等を検討する中で、夜間景観についても触れながら記載して欲しい。</p>	<p>○今後内容を検討する。 ➡資料1 P.8~P.9</p>
5	<p>及び屋外広告物について 夜間照明について、照度、輝度、色温度などの見え方が変わってくるため、数値的なところも盛り込めないか。</p>	<p>○今後内容を検討する。 ➡資料1 P.7~P.9</p>
6	<p>夜間の屋外広告物の照明について、時間の概念を入れる必要があると思う。深夜まで煌々と明るい光を照らすのが地域によってはそぐわないことがある。「深夜は照明を控える」などの内容を含めることを考えるべき。</p>	
7	<p>新たに設定するデジタルサイネージの規制等の設定では拠点ごとに内容を少し変えるのか。→変えたほうが良いと考える。</p>	<p>○今後内容を検討する。 ➡資料1 P.8~P.9</p>
8	<p>既存樹木地域資源等 擁壁については、文京区の特徴である坂と関係しており、歴史性や背景、素材など、別の書類に記載することはできないか。無表情で色も良くないコンクリート擁壁ばかりになってきて、既存の素材を大事にしてほしいという思いを伝えたい。</p>	<p>○今後内容を検討する。 ➡資料1 P.17</p>

9	色彩基準	<p>色彩基準の見直し案について、黒や白が小面積でも使えなくなるため、部分的な使用について、運用上のゆとりのようなものがあった方が良くと思う。</p> <p>屋根については、明度9未満の場合、白い屋根が可能となるため、傾斜屋根の高明度で眩しいものや反射、または周辺との調和がとれないことが起きる可能性がある。屋根は一般的な中・低明度色の使用を前提とし、幕屋根など特殊なものを協議の上、緩和するというスタイルが現状に即していると思う。</p>	<p>○過去の協議内容の検証や現地調査等を踏まえ、今後内容を検討する。</p> <p>➡資料1 P.13~P.14</p>
10	公共施設等	<p>公園の改修や更新について、地域性や界限性を積極的に景観創出として目指す文言を追加して欲しい。</p>	<p>○今後内容を検討する。</p> <p>➡資料1 P.15</p>